

## 初期ロックの政治思想：「良心の自由」をめぐる議論を中心に

朝倉，拓郎  
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16365>

---

出版情報：政治研究. 46, pp.15-44, 1999-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン：  
権利関係：

# 初期ロックの政治思想

——「良心の自由」をめぐる議論を中心に——

朝倉 拓郎

はじめに

第一章 自然法の認識と自然法の拘束力

第一節 自然法の認識

第二節 自然法の拘束力

第二章 為政者の権威と臣民の服従義務

第一節 良心に対する拘束

第二節 為政者の法制定権力

第三章 良心の自由と臣民の服従義務

第一節 ロックの法区分論

第二節 人定法の拘束力

第三節 良心の自由と服従義務

おわりに

## はじめに

かつてR・アシュクラフトは、その著『革命的政治とロックの「統治二論」』において、「ロックの手稿の膨大なコレクシヨンの発見によって、現代のロック政治思想研究者の仕事は、それ以前よりも容易になったのと同時に、より困難にもなった」と述べた。<sup>(1)</sup> ラヴレース・コレクシヨンと呼ばれる大量のロックの手稿が、ロック政治思想研究を容易にした点とは、この手稿によって、一六六〇年代前半の初期ロックの政治思想が明らかになり、また書簡、日誌、ノートを通じて、より綿密にロックの思想を跡づけることが可能になったことを指している。そして、ここでアシュクラフトが言う困難とは、ラヴレース・コレクシヨンによって、初期ロックの政治思想と、『統治二論』(Two Treatises of Government, 1689) に代表される後期ロックの政治思想との間の深刻な相違が浮き彫りになったにもかかわらず、何故ロックの政治思想が大きく変化したのかという問題に対して、ラヴレース・コレクシヨンのロックの手稿からは、明確な理由が見い出せないことを指している。<sup>(2)</sup>

このロック政治思想の変化の問題は、依然としてロック政治思想研究の大きなテーマの一つである。しかし、「変化」の観点を過度に強調することは、ロックの政治思想、とりわけ本稿の主題である初期ロックの政治思想の理解にとつて、いくつかの問題点を含んでいるように思われる。その一つは、後期の「革命的」「急進的」な政治思想との対比から、初期ロックの「保守性」が強調され過ぎることである。<sup>(3)</sup> そもそも一つの問題は、後期ロックの洗練された議論に比べて、初期の政治思想が「未熟」で「未完成」なものであり、ロック政治思想の出発点としては注目されるべきではあるものの、その内容自体は、見るべきものが少ないという評価が与えられる恐れがあることである。<sup>(4)</sup>

本稿の目的は、以上の問題点を前提として、『世俗権力二論』における「良心の自由」をめぐる議論を中心に、初期ロックの政治思想を検討する。良心の自由をめぐる議論に注目する理由の一つは、この議論において、為政者の権威

と臣民の自由との間の緊張関係が最も鮮明に表れていることである。確かに初期のロックが主張する為政者の権威は、世俗世界の秩序維持のために「宗教的感情が政治の要求に完全に従属させられている」という意味で、一見したところ、限りなく絶対的である。このように初期ロックが為政者の絶対的権威を主張する動機として、大衆の理性的判断力に対する不信と、政治的無秩序に対する嫌悪感があることは間違いないであろう。そしてこれらは内乱期におけるロック自身の体験に基づくものであった。<sup>(6)</sup>しかしながら、後に見るように、ロックは無条件に為政者の権威を認めただけではなく、たとえ為政者の命令であっても、臣民が良心の自由を奪われることは絶対容認しなかった。

良心の自由をめぐる議論に注目するもう一つの理由は、この議論において、初期ロックの知的発展の一つの到達点  
が示されていることである。確かに初期ロックの政治論には、必ずしも洗練されているとは言いがたい面がある。良心の自由をめぐる議論についても、一カ所で体系的に論じられるわけではなく、別々の箇所微妙に問題の形を変えながら論じられるため、個々の議論では、曖昧さや未解決の問題が残る。しかし、これもまた後に見るように、臣民の良心の自由を損なうことなく、為政者の権威の絶対性を論証しようとする点でロックの議論は一貫しており、その論証のためにロックは、様々な概念を独自に創出している。さらに重要なことは、良心の自由をめぐる議論を理解するためには、初期ロックのもう一つの名著である『自然法論』の理解が不可欠なことである。したがって、良心の自由をめぐる議論の検討を通じて、初期ロックの政治論が、彼の政治思想の単なる出発点ではないことが明らかにされるであろう。

本稿の構成は、以下の通りである。まず第一章では、良心の自由をめぐる議論の検討に入る前に、『自然法論』における自然法の認識論(第一節)、および自然法の拘束力に関する議論(第二節)を確認する。この二つの議論は、初期ロックの政治思想において、臣民の良心の自由と為政者の権威との間の緊張関係をもたらすと同時に、解決の基本的な枠組みを提供することになるであろう。

第二章では、『世俗権力二論』における、良心の自由をめぐるロックの議論の検討に入る。先にも述べたように、この問題は『世俗権力二論』の「カ所」で体系的に論じられるわけではなく、複数の場所「微妙に形を変えながら論じられる」。その度にロックは一定の解決を示しながら、若干の疑問を残し、また次の機会では、その疑問に答えつつ、さらにまた別の疑問を生み出していく。その過程で徐々に、為政者の権威の絶対性と臣民の良心の自由との間の緊張は高まっていくのである。第一節では、為政者は臣民の良心に拘束を置くことができるか否か、第二節では、どのような場合に為政者の法令は臣民の良心を合法的に拘束する権力を有するのかという問題がテーマとなる。そして第二章の議論を通じて、為政者の権威と良心の自由との間の緊張は、為政者の命令が臣民の良心に拘束を置くための要件を欠く場合でも、何故、臣民は為政者の命令に対して服従義務を負わなければならないのか、という問いによって提示されることになる。

第三章では、第二章で残された問いに対して、ロックがいかに答えようとしたかを検討する。第一節では、この課題を解決する枠組みとして、ロックの法区分論が提示される。第二節では、為政者の制定する実定法の拘束力に関するロックのさらに詳細な議論を検討する。最後に第三節では、第一節と第二節の議論をふまえて、ロックの最終的な結論が提示される。

## 第一章 自然法の認識と自然法の拘束力

本章では、良心の自由をめぐる議論の理解に必要な範囲で、『自然法論』におけるロックの議論を概観する。『自然法論』は、ラテン語で書かれた八つの論文から成り、その執筆時期は、編者のW・フォン・ライデンの推定によれば、一六六〇年から一六六四年にかけてである。<sup>(1)</sup>この時期は、ロックがオックスフォード大学のクライスト・チャーチに

おいて、学監および道徳哲学講師をしていた時期にあたり、『自然法論』はその時の講義の草稿であつたと考えられている。

『自然法論』は、大きく分けて、自然法の性質、自然法の認識方法、自然法の拘束力という三つのテーマから成り立っているが、本章では、特に良心の自由をめぐる議論との関連が深い、自然法の認識方法、自然法の拘束力の議論に注目する。

## 第一節 自然法の認識

『自然法論』において、ロックはまず、自然法とはどのようなものかについて論じるが、その結論は以下の三点に要約できる。すなわち、①世界や人間は、体系的で永遠的な規則の下にあり、この規則によって自然界の運行、善悪、国家の実定法など、あらゆる価値と秩序が決定されていること、②この規則こそ自然法に他ならず、それは「神の意志の命令」であること、そして、③自然法は人間とつて変更不可能で認識されるのみであること、の三点である。<sup>(2)</sup>

ロックは続いて、人間にとって自然法は認識されるのみであるならば、人間はこの自然法をいかに正しく認識できるのか、という問題に移る。ロックによれば、われわれが知識を得る方法としては、生得的に与えられた知識、伝承によって得られる知識、感覚を通じて得られる知識の三種類がある。<sup>(3)</sup> これらのうち、自然法の知識は感覚を通じて認識されるものであるとされ、自然法が生得的に与えられたものではないことが第三論文のすべてをあてて詳細に論じられている。<sup>(4)</sup>

それでは、より具体的には、どのようにして自然法の知識は得られるのであろうか。ロックによれば、自然法は自然の光によって認識され、この自然の光とは理性と感覚の二つの能力に他ならないと言う。この二つの能力によって

事物が認識される過程をロックは次のように説明する。

この二つの能力が相互に助け合い、感覚が理性に個々の対象の観念を与え、推論の対象を提供し、他方理性が感覚能力を導き、感覚から生ずる事象の観念をならべて別の観念を作り新しい観念を組み立てていくと、どんなに漠然としたかくされた無意味なものである(5)と、精神がこの二つの能力を支えられて反省し推理すれば、どんなものでも理解できないものはない。

このように人間は、理性と感覚を協働させることによって、独力で自然法の認識に到達することができるとロックは主張する。

ロックの自然法認識論におけるもう一つの重要な点は、神が人間に生得的な能力として理性と感覚の能力を与えたということ、理性と感覚を使用して「神の意志の命令」たる自然法を認識することが人間に義務づけられていることを意味している、という点である。この主張は、神が世界を無為無目的に創造したはずはないので、人間が理性と感覚を備えたものとして創造されたことにも何らかの目的があるに違いないという、ロックの確信に基づいている。

実際、人間が敏捷で有能な精神をもち、どんなこともやりこなし、理性と知識を備えており、その上、魂の命令に従ってあちこち敏速に動く身体を持っていて、しかもこういう行動能力が全知の神により与えられたのが無目的であったとは信じられないことであり、またこういう能力を持ちながら、まったく怠けて無為にすごしていればよいのだ、とも信じられないことである(6)。

このようにロックは、人間の自然法認識における義務の側面を強調するのである。

## 第二節 自然法の拘束力

自然法に関するもう一つの主要なテーマは、自然法の拘束力の問題である。この問題は、後に取り上げる、人定法の拘束力に関するロックの議論の基礎となっている。

ロックは、「ものごとの拘束性には、それ自体の内在的な力によるものと、間接的に外部の力によって拘束するものがある」と二種類の拘束性を挙げた上で、それぞれの拘束性について次のように述べる。

①それ自体として内在的な力によって拘束するものは、神の意志であり。それは自然の光によって知られるか、あるいは神の靈感を受けた人によって、またはその他の方法によって啓示されるかのいずれかである。先の場合自然法であり、あとの場合は神の実定法である。

②間接的に委託された力によって拘束するのは、神以外の上位者の意志であって、それが国王であれ両親であれ、われわれは神の意志によってそれに服従するのである。神以外の立法者が他人に対して持つ支配権は、立法の権利にせよ服従義務を課する権利にせよ、神から借りたものであって、神がそのように命じ意志するからこそ我々に服従の義務が生ずるのであり、彼らに服従することによって我々は神に服従しているのである。

ここでの議論のポイントは、世俗世界の上位者である為政者の命令に対する服従義務は、為政者自身が有する力に基づいているのではなく、神が為政者に委託した権利に基づいているという点である。加えて、為政者の定める実定法の拘束力もまた、自然法に依拠している。なぜなら、「われわれが為政者への服従を要求されるのは、実定法の力というよりもむしろ、自然法によって服従を義務づけられているからである。」

ロックはまた、自然法の拘束力が要求する義務は二重であると主張する。第一の義務は、上位者の命令に対して忠



実に服従する義務であり、「別の言葉で言えば、われわれの行為をそれに対して課せられた規則、つまり上位権力の意志に合致せしめることである。」第二の義務は、刑罰に服する義務である。これは第一の義務を怠ったときに生じる義務で、この義務によって「理性に従わず、道徳と正義に関して上位の権威に服さない人々は、力と刑罰によってその権威に服従することを強制されていることを認め、彼らがその意志に従うことを拒否した神の力を感ずるようになる」のである。<sup>(9)</sup>

以上の自然法の拘束力に関するロックの議論を要約すれば、以下のようになるであろう。すなわち、自然法の拘束力は神の内在的な力による第一次的な拘束力であり、また、神から権利を委託された上位者が定めた実定法の拘束力は、自然法の拘束力に依拠した間接的な拘束力である。そしていずれの法も、究極的には神の意志の権威に基づいているため、人間はこれに対して厳粛な服従義務を負い、服従義務を怠った場合には厳しい刑罰の義務が課せられることになる。このように、自然法の拘束力に対する服従においては、人間は理性と感覚による自然法の認識のような能動性を発揮する必要はなく、受動的に自然法を順守することが求められているのである。<sup>(10)</sup>

『自然法論』における、自然法の認識論と、自然法の拘束力に関するロックの以上のような議論を念頭に置きながら、次章以降では、『世俗権力二論』における為政者の権威と臣民の服従義務に関するロックの議論を検討する。

## 第二章 為政者の権威と臣民の服従義務

『世俗権力二論』は、ロックによる最初の政治的著作であった。執筆の直接の動機は、一六六〇年に成立した王政復古体制の宗教政策をめぐる論争であった。『世俗権力二論』は、それぞれ英語とラテン語で書かれた二つの論文から成り（以下『英語論文』、『ラテン語論文』と称する）、各論文の執筆時期は、編者のP・エイブラズムによれば、『英語

論文』が一六六〇年、『ラテン語論文』は一六六三年と推定されている。<sup>(1)</sup>

二つの論文の直接の主題は、宗教的な非本質的事物 (things indifferent)、すなわち魂の救済とは直接関わりのないと考えられる宗教上の儀式や服装などに対する為政者 (magistrate) の介入が合法的であることを論証することであった。<sup>(2)</sup> 『英語論文』は、非本質的事物に対する世俗権力の介入に反対する E・バグショー (Edward Bagshaw) の論文『宗教上の礼拝にとつての非本質的事物に関する大問題』 (The Great Question Concerning Things Indifferent in Religious Worship, 1660) に対する逐語的な反論であり、『ラテン語論文』は、より体系的な形で為政者に対する臣民の服従義務を説いている。

ところで、非本質的事物に対する為政者の介入の是非をめぐる論争における大きな争点として、良心の自由をめぐる問題が存在した。この争点は『英語論文』と『ラテン語論文』の両方において、様々な角度から取り上げられているだけでなく、両者における為政者の権威の論証には、『自然法論』において示された自然法の認識論、および自然法の拘束力についてのロックの観念が深く関わっている。第一章で触れたように、ロックの考えでは、自然法が支配するこの世界において、上位者が下位者を拘束することができるのは (もしくは下位者が上位者に対して服従の義務を負っているのは)、上位者が実力を持っているという事実によるのではなく、権利を持っていることに基づいていた。したがって、政治の世界における上位者である為政者が、下位者である臣民を拘束できるとすれば、それはいかなる権利に基づいているかということ (もしくは臣民はいかなる義務を負っているかということ) を論証することがロックの主要な課題となる。

以上の観点を前提に、本章では、まず第一節において、『英語論文』における、良心に対する拘束の問題をめぐる議論を概観する。次に第二節では、『ラテン語論文』における為政者の権利の問題に関するロックの議論を検討する。

## 第一節 良心に対する拘束

『英語論文』において、ロックは、良心を根柢に非本質的事物に対する為政者の介入に反対する議論を次のようにまとめている。すなわち、「良心は手厚く取り扱われ、拘束を置かれるべきではないことは万人が同意することである」ので、「非本質的外面的行為をある人の信条に反して決定することは、……良心に拘束を置き、このことゆえに非合法である」というものである。<sup>(3)</sup>

これに対して、ロックはまず、「良心とは、道徳的か宗教的かのいずれかを問わず、いかなる行為にも関係しうる実践的立場の真理についての意見に他ならない」と規定した上で、良心に拘束を置くことが非合法的になるのを回避するために、良心に拘束を置くことの意味を、バグショーよりも限定的に解釈する。

良心に拘束を置くとは、私にとっては、教義なり法なりを、実際にはこれらが人間の法令、人間の権威の産物であるにすぎない場合にも、神的起源のもの、救いに必要なもの、したがってそれ自体良心を拘束する力あるものとして、人の信念なり行動なりに押しつけることであるように思われる。

つまり、「神的起源のもの、救いに必要なもの」(すなわち本質的事物)にかなった命令は、それ自体良心を拘束する力を持っているので、合法的である。そして為政者の発する命令は、もともとは「人間の法令、人間の権威の産物」(すなわち非本質的事物)にすぎないとしても、本質的事物としての効力を持つことによって、合法的に良心に拘束を置くことが可能になる、というのがロックの主張である。<sup>(4)</sup>

しかしこの議論だけでは、為政者は、元来は非本質的なものである自らの命令に対して、恣意的に本質的性格を付

与できるのか、という疑問を免れない。また、もし恣意的に本質的性格を付与できるとしても、それは為政者のいかなる権利に基づくのかという疑問が生じるが、これらの疑問に対して、ロッキは『英語論文』では明確に論じていない。次節では、『ラテン語論文』における、為政者の法制定権力とそれに対する臣民の服従義務に関する議論を見ることによって、上述の疑問に対するロッキの対応を検討する。

## 第二節 為政者の法制定権力

ロッキは、『ラテン語論文』において、為政者が臣民を拘束する権利を論証するために、為政者の合法的権力について、為政者が持っている権利と臣民が負っている義務の両方から考察する。彼によれば、為政者が「臣民に強制することができるといふ」という表現には、二つの意味が含まれている。第一の意味は、為政者の権利及び合法的権力であり、第二の意味は、臣民の義務である。そして為政者が法を課す権力には二つの種類があり、それは「素材の権力」(*potestas materiae, the material power*)と「命令の権力」(*potestas praeceptiones, the preceptive power*)である。素材の権力とは、「命令されている事物が〔神法によって〕許された事物であり、したがって非本質的かつ神の教戒に反しないものである場合」であるのに対し、命令の権力とは「命令自体が〔神法によって〕許されたものである場合」である。言い換えれば、為政者がその合法的権力によって法を制定する場合には、もともと神法によって定められていることについて追認的に法で規制する場合(素材の権力に基づいた場合)と、神法によって定められていないという意味で、本来は各人の自由な処理に任されている非本質的な事物について為政者が新たに法を課して、非本質的事物を本質化する場合(命令の権力に基づいた場合)があるということである。当然のことながら、「自由で非本質的な事物すべてを規制し、これを法律の規定対象となし国民に強制することが許されているわけではない。」為政者は「公共の福祉と

協同利益をはかるためにこそ国民に君臨、統治し、岩礁ではなく港に船を導くためにこそ舵をとる」のである。<sup>(7)</sup>したがって、この目的に反した法を臣民に強制ならば、為政者は罪を犯すことになる。

これに対して臣民の義務も、二種類の義務が存在するとロックは考える。すなわち「行為への義務」(obligatio ad agendum, the obligation to act)と「受忍の義務」(obligatio ad patiendum, the obligation to suffer)である。それは言い換えれば、「積極的服従」(obedientia activa, an active obedience)と「消極的服従」(obedientia passiva, a passive obedience)である。以上の前提に立って、ロックは自分の主張を次の三点にまとめる。すなわち、

- ① 臣民は、為政者の法規には、その正・不正にかかわりなく、消極的服従の義務を負う。したがって、その理由の如何を問わず、(為政者ならざる)私人が実力と武器とをもつて為政者の法規に反抗することは、許されぬ。しかしながら、命令の素材が(神法により)許されぬものであるならば、為政者は「これを」命令することによって罪を犯すことにはなる。
- ② もし法が、素材と命令の点で許されたものであるならば、為政者は権利をもって法を命じ得、したがって臣民は積極的・消極的双方の服従を致す義務を負うものである。
- ③ もし法が、素材の点で許されているが、命令・意図の点で許されぬ、すなわち公共の福祉ではなく私的な善をめざしたものである……ならば、私に言わせれば、このような法はいかにも為政者を罪人となし、神の法廷による処罰の該当者とするものである。だが、にもかかわらず、この法は、積極的義務さえ臣民に負わせるものである。なぜなら、素材が許されたものである場合、服従の規程は、認識不可能な立法者「すなわち世俗の為政者」の意図ではなく、義務を導出するところの「神の」意志だからである。<sup>(8)</sup>

以上の議論から、ロックは、為政者の恣意性という第一節で提示された問題に対して、為政者の法制定権力の観点から答えようとしていることが分かる。つまり、もともと人間の権威の産物にすぎないものを、神的起源のものとして臣民の良心に拘束を課すことは、ここでは為政者が「命令の権力」に基づいて法令を発することと言い換えることができる。そして、この法令が為政者の邪悪な恣意に基づいて発せられた場合、その法令の「命令の権力」は失われ、

為政者個人は神に対して罪を負うことになる。しかしながら、その法令自体は「素材の権力」を有しているという点で、臣民に対して服従義務を課す要件を満たしているために合法的に臣民の良心を拘束するのである。かくして、為政者の法令が彼の恣意に基づいていたとしても、その法令が素材の権力を保持していれば、為政者が本質的事物に関して臣民の良心を拘束することは合法であることが論証されたのである。

しかしながら疑問はなおも残る。すなわち、為政者の法令が素材の権力さえ保持していない場合、言い換えれば、為政者の法令が本質的事物に反している場合でさえ、その法令は臣民の良心を合法的に拘束し、臣民はその法令に対して服従義務を負うのであろうか、という疑問である。前述のロックの議論からは、その場合でも臣民は消極的服従義務（受忍の義務）を負う、ということしか分からない。一体どのような根拠に基づいて服従しなければならないのであろうか。さらに重要なことは、この問題が、為政者の法令と臣民の良心との間の単なる優先順位の問題ではないということである。なぜならば、ロックの述べるように、良心が「道徳的か宗教的か、国家的か教会的かのいずれを問わず、いかなる行為にも関係しうる実践的立場の真理についての意見に他ならない」とするならば、良心の働きには、当然ながら自然法の認識もまた含まれるはずである。第一章で確認したように、ロックにとって自然法の認識は、それ自身、神が設定した目的の実現行為であり、その意味で本質的事物に属する行為のほゞである。そうであるならば、為政者の「素材の権力」を持たない法令によって、良心の働きが妨げられることは、その人間の救済が妨げられることにつながるであろう。この事態に対しても臣民は、消極的な形であれ、服従義務を甘受しなければならないのであろうか。

### 第三章 良心の自由と臣民の服従義務

前章において残された問題、すなわち為政者のいかなる法令も、臣民の良心の働きを合法的に拘束できるのか否かという問題は、『ラテン語論文』においては「良心の自由」をめぐる議論として展開されている。そこにおいては、臣民の良心の自由と、それを拘束する為政者の実定法の拘束力との関係が重要な論点になっている。しかし、この議論を理解するには、自然法の内在的な拘束力が直接的な形では及ばない領域、すなわち人間の実定法の領域において、実定法はいかなる拘束力を有しているのか、また、実定法の領域において、人間の良心の働きはどのような位置を占めているかについてのロックの基本的な考えを確認しておく必要がある。そしてこの考えが端的に示されているのが、ロックの法区分論なのである。

そこで、まず第一節では、ロックの法区分論を概観する。さらに第二節において、実定法の拘束力に関するロックの議論を扱った後に、第三節において、第一節の法区分論を参照しながら、実定法の拘束力の議論を捉えなおし、それに基づいて、臣民の良心の働きを為政者の法令は合法的に拘束できるのか否かの問題に対するロックの結論を検討する。そして、第一章におけるロックの自然法認識論、および自然法の拘束力についての議論が、行論の必要に応じて参照されるであろう。

#### 第一節 ロックの法区分論

ロックは、第二章で取り上げた臣民の服従義務に関する議論の後に続いて、非本質的事物の性質を法の観点から捉え直そうとする。なぜなら、ロックによれば、「道徳的に善でも悪でもないすべての事物が、非本質的と言われる」の

であり、これに対して「道徳的な行為は、善・悪の基準として法を前提としており」、したがって「非本質的事物をより十分に了解するためには、法の一定の特質を把握しておくことが必要となる」からである。<sup>(1)</sup>

以上の前提のもとに、ロックは、他の著作家たちとは異なつた独自の法区分として、法の種類を①神法（道徳法）、②人定法（国家法）、③兄弟法（愛の法）、④修道法（私法）の四つに区分する。それぞれの法に対するロック自身の説明を以下に引用する。<sup>(2)</sup>

①神法とは、神から人間に伝えられ、人間にとつての生活の規準・基準となるところの法である。この法は、人間に本性的・生得的にそなわつた理性の光によつて認識されるか、超自然的啓示によつて公布されるかに応じて、さらに、自然法と実定法に区分される。<sup>(3)</sup>

②人定法とは、支配権と他の人々に対する権利を掌握するある人間によつて命令されるところの法、否、むしろそれに対して合法的な権力を有するその下級者への、上級者の何らかの命令である。……「子供に対する親の、奴隸に対する主人の命令もまた上級者が下級者の服従を要求する点で人定法の一種であるが」為政者によつて命令された共同体の公的宣言（すなわち法令）がその中の主たるものであつて……、ここでは特に、人定法の名称のもとではこの法令「国家法」を理解したいと思う。

③「兄弟法は」われわれに対して何らの権力も有せぬ虚弱な兄弟が、それにもかかわらず、非本質的事物における神からも為政者からも委譲されたわれわれの自由を、何らかの自前の権利をもつて規制し、このことによつて、（著作家達の語つてゐるように）他の時に他の人に完全に許されていたことが、今、ここで、われわれに許されない、という効果を生じせしめるのである。このことから、この法は躓きの法と一般に呼ばれている。<sup>(4)</sup>

④人はこの法「修道法」を自らに課し、新しい義務をさらに導入することによつて、これまで非本質であり、かつ先行する諸法から除外されていた事物を、本質的なものに転化するのである。この法には良心（conscientia）と契約（pactum）の二側面があり、前者は判断（iudicium）、後者は意志（voluntas）に由来する。<sup>(5)</sup>



ロックによれば、右の法区分のポイントは、主として立法主体の観点から分類されていることである。すなわち、神法の立法者は神であり、人定法は為政者、兄弟法は平等なキリスト教徒、そして修道法は私人が立法者となる。また、神法を頂点として、人定法、兄弟法、修道法の順に完全な従属関係が存在するという。すなわち、「下級の法が上級の法の権威ないしは拘束力を無効または取消しにする権限をけつして有しない」のであり、また「上級の法にとつての非本質的事物はすべて、下級の法の対象および素材となり、下級の法の権威者「立法者」は、上級の法によつて全く規定されていない全事象に対して、支配権と権利を有する」という関係が存在しているのである。<sup>6)</sup>

さて、実定法の拘束力と良心の働きの位置づけに関して、以上の法区分論から次の三点が確認できるであろう。第一に、実定法は、人定法、兄弟法、修道法の順に区分され、各法の拘束力が及ぶ領域は、それぞれ国家、平等なキリスト教徒の集団、私人ということ。第二に、各法の拘束力は、上位の法の拘束力に依拠するので、下位の法が上位の法を拘束することは決してあり得ないこと。第三に、良心の働きは修道法の領域、すなわち私人の領域に限定されているということである。以上の論点をふまえた上で、次節では、人定法の拘束力に関する、ロックのさらに詳細な議論を検討する。

## 第二節 人定法の拘束力

ロックは『ラテン語論文』の最後の部分で「良心の自由」をめぐる問題を取り上げているが、彼はまず、良心の自由が本質的事物に属していることを根拠に為政者が臣民の良心の自由を拘束することを否定する主張を提示し、次いで、その主張を反駁する形で議論を進めている。

為政者の拘束を否定する論者の主張によれば、「この良心の自由は完全に神聖で神の意志にのみ責任を負うがゆえ

に、為政者がこれを己れの主權に属するものとするならば、それは神意の尊嚴を冒瀆し、兄弟に暴力と不正を加えることとなり、重大な「神法への」背反<sup>(7)</sup>であり、「いやしくもこの自由を抑圧し制限する法は、すべてこの事実そのものによつて不正・無効である」ということになる。これに対してロックは、「教会法か世俗法かを問わず、為政者の手になる正しい法はすべて臣民の良心を拘束する（つまり良心に義務を課す）ものである以上、いかなる法が良心の自由に反するかを理解するためには、拘束力と自由との何らかの区別が行われねばならない<sup>(8)</sup>」として、為政者の定める法（すなわち人定法）の拘束力について考察する。

それによれば、人定法の拘束力には「實質的拘束力」(obligatio materialis)と「形式的拘束力」(obligatio formalis)拘束力の二種類があるという。實質的拘束力とは、「人定法の素材たる事物そのものが、それ自体の性質のゆえに良心を拘束する」ような拘束力である。そして形式的拘束力とは、「非本質的事物が為政者の合法的な権力によつて国民に命令され、これによつて良心を拘束する」ような拘束力である<sup>(9)</sup>。そして、これに対して自由にも二つの種類があり、それは「判断の自由」(libertas iudicii, liberty of the judgment)と「意志の自由」(libertas voluntatis, liberty of the will)である。判断の自由とは、「しかじかの事項が本性において本質的であるためには、判断による是認を必ずしも必要としないときであり、良心のすべての自由は、この不要性の中に存在する」という。そして意志の自由とは、「しかじかの行為のために意志の是認を必要としない場合であり、この自由を取り去つたところで、そのことによつて良心の自由を損なうことにはならない」とロックは主張する<sup>(10)</sup>。

しかしながら、ここでロックが述べている「判断の自由」「意志の自由」という言葉の含意は、この定義だけからでは分かりにくい。そこで次節においては、前節で確認したロックの法区分論を参照しながら、「判断の自由」「意志の自由」の概念を明確化し、その上で、ロックの最終的な結論を確認する。

### 第三節 良心の自由と服従義務

第一節で確認したように、ロックの法区分において、最も下位の区分に位置する法は修道法（私法）であり、この法は、他のすべての法において非本質的なものとして残された領域において、事物を本質的なものに転化する法であった。そして、この法には良心と契約の側面があり、前者は判断に、後者は意志に由来するものであると説明されていた。さらにこの良心の側面について、ロックは次のように述べている。

なされるべき事物に関する道徳的命題の持つ真理性についてのあの究極的判断を、われわれは良心の法（conscientiae lex）と呼んでいる。……神は、自然の光を人間の胸中に植え込み、いわば内心における立法者がわれわれの内に常住するように欲せられたのであるから、この光の発する法令を侵犯することは些かでも許されない。

ここに述べられている良心は、明らかに『自然法論』で述べられていた自然法の認識と同じものを指している。そして良心が判断に由来するとロックが述べたとき、この判断とは、自然法の認識行為、すなわち神から生得的な能力として与えられた自然の光としての理性と感覚を協働させることと同義であると解して間違いないであろう。

以上の議論を前提に、「判断の自由」についてのロックの定義を見直してみよう。判断の自由が「判断による是認を必ずしも必要としない」のであれば、判断の自由によって生み出されるものは、自然の光を用いた自然法の認識だけとは限らず、恣意的な格律の追究も含まれることになる。したがって、「良心のすべての自由は、この「判断の」必要性にある」とロックが述べるとき、彼のいう良心の自由とは、自然法の認識行為と、自然法の認識に基づかない、恣意的な格律の追究の両者を含んだ、精神活動の自由ということになる。したがって良心の自由を取り去ることによっ

て、各人が恣意的な格律を持つ恐れを除去することはできるが、同時にそれは、自然法の認識の可能性をも奪うことになるため、為政者が臣民の良心の自由を取り去ることは決して許されないのである。

次に「意志の自由」について検討する。修道法についてのロックの説明によれば、修道法の契約の側面は意志に由来するものであった。この契約の側面について彼は次のように述べている。

意志に依存する、いまひとつの私法〔修道法〕は、われわれが神または隣人と結ぶ契約である。むしろこれは誓い(votum)という特殊な名称で呼ばれている。<sup>(12)</sup>

この説明から、意志とは、私人が自ら立てた契約や誓いによって何らかの行為を行う(あるいは行わない)ことができる。そして、「意志の自由とは、しかしかの行為のために意志の是認を必要とせぬ場合」であるとロックが述べるとき、意志の自由とは、私人が契約や誓いを立てることなく、自由に何らかの行為を行う(あるいは行わない)ことを意味している。そしてロックによれば、為政者は、人定法を課すことによって、臣民の意志の自由を任意に取り去ることができる。なぜなら、「この自由〔意志の自由〕を取り去ったところで、そのことによって良心の自由を損なうことにはならない」からである。

最後にロックは、以上の議論にもとづいて、人定法の拘束力の種類に対応して、臣民は次のような服従義務を負うことになるとして三つの結論を提示する。これを要約すれば、以下のようになる。<sup>(13)</sup>

①実質的拘束力と形式的拘束力の両方を具備した法(例えば、臣民は盗みや姦淫をしてはならない等)を為政者が命じた場合には、臣民は良心の自由そのものが取り去られる。しかし、この法は不正ではない。なぜなら、「この法が

新規の鉄鎖を良心にかけるのでも、神自身が設定されたもの以外の、あるいはそれ以上に厳格な制限を良心の自由に為政者が課すものではないからである。」

②もし為政者が形式的拘束力のみを持った法を命じた場合、事物自体の本性によってではなく、為政者の命令によって事物が本質的になつたという点で(すなわち為政者が新規に良心に制限を課したという点で)、確かに臣民の良心を拘束するが、これは良心の自由を取り去るものではない。なぜなら、「事物が本質性を帯びるためには」為政者による新規の法の制定には、「判断による服従への是認」[各人の自然法の認識の制限]を必要とせず、服従への意志の同意「各人の意志の自由の制限」のみで足りるからである。」したがって、「国家的か教会的かの区別なく、また神礼拝に関係するか社会生活に関係するかの区別なく、為政者の「制定する」あらゆる法は、正しくかつ妥当であり、判断ではなく行為へと人々を拘束する」のである。

③為政者は、実質的拘束力も形式的拘束力も持たないような法を制定することは理論上不可能である。<sup>(14)</sup>

良心の自由をめぐる問題となるのは、明らかに第二の場合である。それは、人定法が形式的拘束力しか持たない場合、つまり自然法の内在的な拘束力を期待できない場合である。この場合に、人定法の拘束力を担保するものは、法の秩序であつた。そこでロックは、良心の働きを修道法の領域に限定することによって、良心の働きに対する人定法の形式的拘束力を確保した。さらに修道法を判断の側面と意志の側面に分け、人定法を意志の側面に作用させることによつて、良心の自由を損なうことなく、臣民の修道法の領域を実質的に無制限に、しかし合法的に取り去ることを可能にしたのである。

おわりに

本稿の目的は、初期ロックの政治思想を、良心の自由をめぐる議論の中に探究することであつた。最後に、ここまでの検討を通じて確認されたことを、結論としていま一度整理しておきたい。

良心をめぐる最初の問題は、為政者は臣民の良心に拘束を置くことができるか、という形で提議された。これに対してロックは、良心に拘束を置くこととの概念を限定することによって、良心に拘束を置くことなしに為政者は何らかの命令を発することができないと主張することによって解決した。しかしながら、為政者は、本来は非本質的なものである自らの命令に対して、恣意的に本質性を付与できるのかという問題が残つた。次にロックは、為政者の発する命令の合法的な権力と、それに対する臣民の服従義務を分析することによって、この問題に応答しようとした。それによれば、為政者の命令が邪悪な恣意に基づくものであつても、その命令が素材の権力を有していれば、臣民はその命令に対して、積極的な服従義務を負うことを明らかにした。しかしここでも、素材の権力を保持していない命令（すなわち本質的な事物にかなっていない命令）も臣民の良心を合法的に拘束し、臣民はその命令に対して服従義務を負うとすれば、それはいかなる根拠に基づくのかという問題が残された。この問題に対して、ロックが与えた解決は次のようにまとめられるであろう。

まずロックは、自然法を頂点とする人定法、兄弟法、修道法の法秩序を構成した。それぞれの法の立法者は、神、為政者、平等なキリスト教徒、私人であり、この法秩序においては、法の究極的な拘束力は自然法の内在的な拘束力に限定され、他の法の拘束力は、それぞれの上位の法の拘束力に依拠していた。次に、私人の立法領域である修道法の中に良心の活動を位置づけることによって、私人の良心の自由に対する為政者の命令（人定法）の拘束力を確保した。最後に、修道法の領域を、判断に基づく良心の側面と、意志に基づく契約（誓い）の側面に分け、人定法が意志の自由を取り去ることによって、為政者は間接的な形ではあるが、臣民の良心の自由を合法的に拘束することができる

たのであった。こうしてロックは、良心の自由を犠牲にすることなく、臣民は為政者のいかなる命令に対しても、合法的に服従義務を負うことを論証したのである。

#### 文献の参照方法について

・本稿で用いる一次文献の参照箇所は、該当文献の略号と頁数で示す。本稿における一次文献の邦題名と、それに対応する略号、テキストは左記の通りである。なお、訳文は原則として左記の邦訳を使用した。本文との用語上の整合性を合わせるために若干改変した箇所がある。また、内容上の改変については、その都度明記した。

#### (1) 『自然法論』ELN

*Essays on the Law of Nature*, W. von Leyden ed., Oxford: Clarendon Press, 1954.

なお、参照頁数はラテン語原文の頁数を示し、その後に括弧内でフォン・ライデンによる英訳の頁数を示す。

邦訳・浜林正夫訳『自然法論』（世界大思想全集、社会・宗教・科学思想篇（2）『ホッブズ、ロック、ハリントン』所収、河出書房新社、一九六二年）。

#### (2) 『世俗権力二論』TTG

*Two Tracts on Government*, Philip Abrams ed., Cambridge: Cambridge University Press, 1967.

このうち『英語論文』と『ラテン語論文』を分けて、さらに下記の略号を用いる。

#### 『英語論文』ET

#### 『ラテン語論文』LT

なお『ラテン語論文』については、参照頁数はラテン語原文の頁数を示し、その後に括弧内でエイブラムズによる英訳の頁数を示す。  
邦訳・友岡敏明訳『世俗権力二論』（未來社、一九七六年）。

・二次文献の参照箇所については、該当文献の著者名、刊行年、頁数で示す。刊行年に対応する著作については、「参考文献一覧」を参照。

・引用文中における挿入にあたっては、次の括弧を使い分けている。

( ) : 原著者による挿入。ただし、訳文中で原語を示す場合にもこの括弧を用いている。

[ ] : 邦訳者による挿入。

「」 : 筆者による挿入。

## 註

はじめに

(1) Ashcraft (1986), p.75. なお、文献の参照方法については、本稿末尾の「文献の参照方法について」を参照。

(2) アシクラフトは、ロックの手稿を丹念に読んだ結論として、何故ロックの政治思想が大きく変化したかについては「はっきりした答えは、この資料自身の中には含まれていない」と述べる。Ashcraft (1986), p.76. こうして彼は、ロック自身のテキストのみからロックの政治思想の変化を説明することを断念し、ロックが直面した政治的コンテクストに目を向けたのであった。このようにコンテクストに着目するアプローチは、アシクラフト以後の多くの研究者に引き継がれている。その例として、アシクラフトと同様に、『統治二論』の「革命的」「急進的」性格を強調する J・マーシャル、ロックの言説が、王位排斥法危機をめぐる政治論争の中では「例外的な」存在であったことを指摘する J・ポーコックの研究が挙げられるであろう。Marshall (1992), Pocock (1983), (1987). 日本では、ロックを含めたウィッグ急進派と内乱期のレヴェラーズの議論との間の共通性を強調する大澤麦氏の研究が挙げられる。大澤 (一九九五)。また、アシクラフトの研究に対する批評として、浜林 (一九八九) を参照。

(3) 初期ロックの政治思想の権威主義的性格を強調する議論として、Cranson (1957), pp.57-67 を参照。

(4) 初期ロックの政治思想の評価を低めるもう一つの要因として、同じ一六六〇年代前半に執筆された『自然法論』との対比がある。すなわち『世俗権力二論』における初期の政治論と比較して、より学問的に洗練された『自然法論』における哲学的認識論こそが、ロックの知的発展の真の出発点として捉えられる傾向がある。例えば J・ダンは、『自然法論』におけるロックは、『世俗権力二論』での特定の実践的問題から解放されたことによって、新たな知的発展を遂げることが可能になったと論じる。Dunn (1969), p.19. 同様に、『自然法論』がロック思想の真の出発点であったとして、『世俗権力二論』と『自然法論』と間の断絶を強調するものとして、田中 (一九七五)、三八一四一頁を参照。逆に、『世俗権力二論』と『自然法論』との間の補完的関係を指摘するものとして、伊藤 (一九九二)、一七三一一七五頁を参照。

(5) Dunn (1984), p.24. 邦訳、四一頁。



(6) 例えば、大衆の判断力の不確かさとそこから生じる無秩序、および統治の必要性について、ロッキは次のように述べている。

「実に未熟で直情径行的大衆の無思慮に、良心の権威、という被いを掛け、これを武装することを心得ている人々が、己れの燃えたがる熱狂をもって、人民の激情を発火・爆発せしめることは、希有なことではない。」(L.T, p.186(21), 邦訳、一三三頁。

「つまり人間というものは、えてして(自分の言い分に味方する判定人であって)他人に対する衡平に心から満足せず、他人がこの衡平性の規準をなおざりにして(と彼らの偏見に写るのだが)己れの自由を行使しているのだと断定してしまいがちであるがゆえに、人々の間に平和と社会を持ち来たらすためには、人々がその生来の自由の行使を、誰か一人の選ばれた人もしくは複数のそういう人々の処分と賢明に委譲することをお互いに同意し、この人もしくは人々がお互いの間の行為の規準となり享楽の準尺となる法を作ることが、欠かせないことなのである。」(E.T, p.137-138, 邦訳、四八、四九頁。

またD・ワットンは、初期ロッキの懷疑主義的な性格が、政治思想における権威主義と関連していたと論じる。Wootton(1993), pp.26-31.

## 第一章

(1) 自然法について論じた八つの論文は、ロッキの友人であるJ・ティレル (James Tyrrell) のすすめにもかかわらず、結局ロッキの生前には公刊されなかった。したがって『自然法論』は、ラヴレース・コレクションの発見後に、フォン・ライデンの編集によって公刊されたものである。八つの論文の執筆背景、執筆時期などについては von Leyden (1954), pp.7-15 を参照。また、当時のキリスト教教義としての自然法をめぐる論争の側面から、ロッキの『自然法論』の位置づけを解説したものととして Horwitz (1990), pp.1-28 を参照。なお、八つの論文の論題は、それぞれ以下の通りである。

- ①道徳法則は存在するか、あるいは自然法はわれわれに与えられているか。然り。
- ②自然法は自然の光によって知られるか。然り。
- ③自然法は人間の心に刻印されているか。否。
- ④理性は感覚を通じて自然法の認識に至ることができるか。然り。
- ⑤自然法は人々の一般的合意によって知られるか。否。
- ⑥人間は自然法によって拘束されているか。然り。
- ⑦自然法の拘束力は永遠的で普遍的であるか。然り。
- ⑧各人の利益は自然法の基礎であるか。否。

(2) 『自然法論』第二論文を参照。ELN, pp.108-121. 邦訳、一三九—一四五頁。

(3) ELN, p.122(123). 邦訳、一四六頁。この他にロックは、超自然的な啓示によって得られる知識を挙げているが、特殊な知識であるとして、議論の対象から除外している。

(4) ELN, p.119. 邦訳、一五一—一五五頁。自然法が生得的知識ではない根拠として、ロックは次の五つの理由を挙げている。

①人間の魂が生まれたときに、その魂が白紙以上のものであったということはいまだ証明されていない。

②もし自然法が人々に生得的に与えられているならば、人々は一人残らず直ちに自然法についての意見が一致し、すぐにそれに従うはずであるが、実際はそうではない。

③もし自然法が人々に生得的に与えられているならば、幼児や文盲の人々、原始人のように自然に従って生活している人々こそ、最も自然法を知り、理解しているはずであるが、実際はそうではない。

④もし自然法が人々に生得的に与えられているならば、愚者や狂人もその知識を持ち、賢者と愚者の差はないはずである。

⑤もし自然法が人々に生得的に与えられているならば、実践的な原理だけでなく、思弁的な原理もまた与えられているはずである。しかし実際は、例えば科学の第一原理(排中律)を見いだそうとするなら、この原理を他人から学ぶか、他の原理や個々の事象の観察によって証明しなければならない。

(5) ELN, p.146(147). 邦訳、一五五頁。

(6) ELN, p.156(157). 邦訳、一五九頁。ロックが同様の確信を別の形で表現したものとして次の一節がある。「自然が人間に法の遵守を要求しつつその法を隠し、人間が知りえない意志に従わなければならないとするなら、これほど残酷なことがあるか。」ELN, p.191, 193(192, 194). 邦訳、一七三頁。

(7) ELN, p.186(187). 邦訳、一七一頁。

(8) ELN, p.188(189). 邦訳、一七二頁。なお、邦訳者の浜林正夫氏は、「われわれは……自然権(jus naturae)によって服従を義務づけられているからである。」と訳している。またフォン・ライデンも、natural rightと英訳している。確かにロックは、第一論文で明確にjus naturaeをlex naturaeと区別して定義している。「こういういろいろな名称で呼ばれるこの法「自然法」は、自然権と区別されなければならない。なぜなら、権利(jus)とはわれわれがある物を自由に使用しようという事実にもとづくものであり、これに対して法(lex)とはある行為を命じたり禁じたりするものであるからである。」ELN, p.110(111). 邦訳、一四〇頁。しかしながら、先の引用箇所において、われわれが物を自由に使用しようこと(自然権)に基づいて服従義務を負うと解するのは不自然である。したがって、ここでは「自然法」の意味で解するのが妥当と思われる。なお、R・ホーウィッツらによる編集

版では、該当個所の英訳は natural law となっている。Horwitz (1990), p.215. また、『自然法論』における、自然法と自然権との間の概念上の区別の不明確さを指摘したものととして、永岡(一九六八)を参照。

(9) ELN, p.182(183). 邦訳、一七〇頁。

(10) ロックは、自然法の認識においては、感覚と理性の主體的な使用を強調しているが、自然法の拘束力に関して、一方的な受動的服従義務を強調している。このようにロックが自然法への服従義務を強調した理由の一つには、大衆の自然法の認識能力に対する不自信がある。例えば次のロックの記述を参照。「民の声は神の声」。我々はこの格言がどんなに疑わしく誤っており、いかに弊害を生みだし、またこの不吉な諺がどんなに党派的に利用され、悪意をもって大衆のあいだに広く流布されたかを、最近のきわめて不幸な教訓「内乱期の政治的混乱」から学んだばかりである。実際もし我々が民衆の声を神の法のあらわれであるかのようにこれに耳を傾けるなら、我々は神の存在をほとんど信じ得ないであろう。なぜなら、愚かな大衆がときに主張する一致した意見、あるいはむしる陰謀と言うべきものほど、憎むべき邪悪な、そしてあらゆる正義と法に反するものはないのだから。」ELN, p.160 (161). 邦訳一六〇頁。同様の言明として、本稿「はじめに」注(6)を参照。

## 第二章

(1) 『英語論文』、『ラテン語論文』ともに、ロックの生前には公開されなかった。したがって『世俗権力二論』は、『自然法論』と同様に、ラヴレース・コレクシヨンの発見後に、P・エイブラムズによって、編集・公刊されたものである。二つの論文の執筆時期、論争の背景などについては、Abrams (1967)、友岡(一九七六)、および種谷(一九八六)、四三―一四二頁を参照。なお、二つの論文の論題は以下の通りである。

①問題、為政者は宗教的礼拝との関連で、非本質的なことから運用について合法的に拘束・決定することができるか。

②世俗為政者は神の礼拝式のうちに非本質的なことから取り入れ、かつそれらを人民に拘束的に課することができるか否か。然り。

(2) ロックは『ラテン語論文』において、為政者を「共同体を管理し、己れ以外のあらゆる人に対する最高支配権を有し、さらに、法を制定し廃止する権力を委ねられた者」と定義し、このような最高支配権の内容として、終審裁判権、生殺与奪及び宣戦講和の権利、貨幣鑄造権、租税・貢納賦課権などを挙げる。そしてここでは、最高支配権の形態は問題ではなく、為政者が一人でも複数でもかまわないとする。LT, p.187(212-213). 邦訳、一二五―一二六頁。また、『英語論文』にも同様の定義がある。「私の言う為政者とは、統治形態とか構成人員数にかかわらずなく、いかなる社会にも在る最高立法権のことである。」ELN, p.125. 邦訳、二五―二

六頁。なおロッキは、『英語論文』において、為政者の権威が神から直接与えられるか、臣民の同意によって与えられるかの問題は問わないとしている。ET, p.122. 邦訳、二二頁。

(3) ET, p.138. 邦訳、五一頁。

(4) *ibid.* 邦訳、同右。

(5) ET, p.138-139. 邦訳、五一―五二頁。なお、邦訳者の友岡敏明氏は、この引用箇所 の訳註において、バグショーと同様に、ロッキもまた良心に拘束を置くことを非合法的だとする、と解している。友岡氏の解釈は以下の通りである。「ロッキは『良心に拘束を置くこと』の概念中の本質的要素として『神的起源性』あるいは『宗教的救済的性格』の僭称をあげている。したがって、良心の働きの直接・間接のかかわりあいがあるとしても、ある命令が非本質的的事物を規定内容とし、且つ、人間の範疇のものたる政治的目的を根拠・理由とする場合、その命令は『良心に拘束を置く』ことにはならないということになる。」邦訳、五二頁。しかし、ここでのロッキの主張の意図は、「良心に拘束を置くこと」の意味を限定することによって、良心に拘束を置くことなしに、為政者が何らかの命令を発することは論理的に不可能であることを導くことになつたと思われる。引用箇所が続けてロッキは次のように述べている。「良心に拘束を置くことの意味を」われわれの著者「バグショー」のいう意味にとるならば、為政者のすべての合法的命令は、われわれは良心のためにそれらに服従すべきであるため、良心に拘束を置くこととなり、したがってそれは、彼の論法によると、非合法ということになる。」なお、引用箇所の邦訳を一部改変しているため、以下に原文を示す。

“Imposing on conscience seems to me to be, the pressing of doctrines or laws upon the belief or practice of men as of divine origin, as necessary to salvation and in themselves obliging the conscience, when indeed they are no other but the ordinances of men and the products of their authority ; otherwise, if you take in our author’s sense every lawful command of the magistrate, since we are to obey them for conscience sake, would be an imposing on conscience and so according to his way of arguing unlawful.”

また、種谷（一九八六）、六六一―六七頁も参照。

(6) LT, p.191(219). 邦訳、一三四―一三五頁。

(7) LT, pp.191-192(219). 邦訳、一三五右。

(8) LT, p.192(220-221). 邦訳、一三六一―一三七頁。

- (1) LT, pp.192-193(221). 邦訳、一三七頁。
- (2) LT, pp.194-196(222-225). 邦訳、一三九—一四三。
- (3) 神法に関するこの定義は、『自然法論』における定義とほぼ同じである。本稿第一章、注(7)参照。ただしここでは、啓示によつて知られる神の意志は「神の実定法」(lex divina positiva)と呼ばれている。したがつて本稿では、混乱を避けるために、「実定法」という用語で、神法(自然法、および神の実定法)以外のすべての法を指すことにする。そして「人定法」(lex humana)は、ロックの定義に従つて、実定法のうち、為政者が立法した法を指すことにする。
- (4) ロックは、兄弟法の具体例として、偶像に供えられたものを食さない、という例を挙げている。
- (5) 邦訳者の友岡氏は、「良心」を「知識」と訳しており、その後括弧で「良心」の語を補足している。
- (6) LT, pp.197-198(226-227). 邦訳、一四七頁。
- (7) LT, p.206(238). 邦訳、一六六頁。
- (8) *ibid.* 邦訳、同右。
- (9) LT, p.206-207(238). 邦訳、一六七頁。なお邦訳では、「実質的拘束力」、「形式的拘束力」は、それぞれ「質料的拘束力」、「形式的拘束力」になつてゐる。obligatio materialis は、命令の対象そのものの本質性に担保された拘束力であり、obligatio formalis は、為政者の命令という形式性に担保された拘束力であるから、本稿では「実質的拘束力」、「形式的拘束力」の語を用いた。種谷(一九八六)、一二二頁参照。
- (10) LT, p.207(238-239). 邦訳、一六七頁。
- (11) LT, p.196(225). 邦訳、一四三—一四四頁。なお邦訳では、「良心の法」は「知識の法」となつてゐる。本章、注(5)参照。
- (12) LT, p.196(225). 邦訳、一四四頁。
- (13) LT, pp.207-208(239). 邦訳、一六七—一六九頁。
- (14) 三つ目の結論は、筆者の言葉で大幅に要約した。原文の邦訳は以下の通り。「もし為政者が非本質的事物を、(これに)実質的拘束力を伴わせて臣民に強制することを欲する、つまり即物的には本質的ではなく、かえつて完全に非本質的である事物を、為政者が法を制定するに先立つてそれ自らの本性において(既に)本質的であるものとして命じるならば、為政者はこのような法によつて良心の自由を巽にとらえ、したがつてこのような命令行為によつて罪を犯すことになる。だが、教会法はこのような仕方によつて命じるのではない。なぜならば、この法によつて儀式の式次第中に移管された事物は、本質的なるがゆえに命令されるのではなく、かえつて命令されるがゆえに本質的だと言われるからである。」

参照文献一覧

(一) 外国語文献

- Abrams, Philip, (1967) "Introduction" to TTG, Cambridge : Cambridge University Press.
- Ashcraft, Richard, (1986) *Revolutionary Politics and Locke's Two Treatises of Government*, Princeton : Princeton University Press.
- Cranston, Maurice, (1957) *John Locke : A Biography*, London : Longman.
- Dunn, John, (1969) *Political Thought of John Locke : An Historical Account of the Argument of the "Two Treatises of Government"*, Cambridge : Cambridge University Press.
- (1984) *Locke*, Oxford : Oxford University Press. 邦訳『加藤節記『ジョン・ロックン』(岩波書店、一九八七年)。
- Horwitz, Robert, (1990) *John Locke : Questions concerning the Law of Nature, Ibhaca : Cornell University Press.*
- Marshall, John, (1992) *John Locke : resistance, religion and responsibility*, Cambridge : Cambridge University Press.
- Pocock, J. G. A., (1983) *Virtue, Commerce, and History : Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge : Cambridge University Press. 邦訳『田中秀夫訳『徳・商業・歴史』(みすず書房、一九八三年)。
- (1987) *The Ancient Constitution and Feudal Law : A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century*, 2nd edn. (1st edn. 1957), Cambridge : Cambridge University Press.
- von Leyden, W., (1954) "Introduction" to ELN, Cambridge : Cambridge University Press.
- Wootton, David, (1993) "Introduction" to *John Locke Political Writings*, David Wootton ed., London : Penguin Books.
- (二) 邦語文献
- 伊藤宏之(一九九二)『イギリス重商主義の政治学——ジョン・ロック研究』(八朔社、ただし初版は一九八九年、蒼樹出版)。
- 大澤 麦(一九九五)『自然権としてのプロパティ——イングランド革命における急進主義政治思想の展開』(成文堂)。
- 田中正司(一九七五)『増補・ジョン・ロック研究』(未来社、初版一九六八年)。
- 種谷春洋(一九八六)『近代寛容思想と信教自由の成立——ジョン・ロック寛容論とその影響に関する研究』(御茶の水書房)。
- 友岡敏明(一九七六)『世俗権力二論』をめぐる問題点(『J・ロック著、友岡敏明訳『世俗権力二論』(未来社)所収)。

永岡 薫（一九六八）「ロック∧政治哲学∨の形成過程（上）——自然法の転換とピューリタニズム」、『思想』第五三二号所収。  
浜林正夫（一九八九）「ジョン・ロック政治論の最近の研究」、八千代国際大学『国際研究』第二卷第一号所収。